

<対策のポイント>

生産資材の導入支援や放射性物質の被害防止対策により、特用林産物の産地再生に向けた取組を進め、被災地の復興を図ります。

<事業目標>

国産きのこ類の生産量 (47万トン〔平成30年〕→ 49万トン〔令和12年まで〕)

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 特用林産物の生産体制の整備

① きのこ等の生産力増強対策

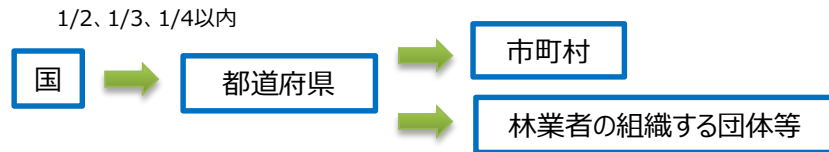
特用林産物の産地再生を図るため、**生産者等の次期生産に必要な生産資材の導入費^注等を支援**します。

注：導入費について損害賠償を受けた場合は、賠償部分の補助金を返還する必要があります。

② 放射性物質等の被害防止対策

汚染地域の原木林の再生を促進するため、**放射性物質の測定機器の導入費等を支援**します。

<事業の流れ>



【背景】

特用林産物については、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故の放射性物質による影響等により、生産や経営が困難な状況が続いている。

被災地の復興に向け、きのこ等の次期生産に必要な生産資材の導入、放射性物質の測定機器の導入等、原木林の利用再開や、特用林産物の産地再生に向けた支援を継続する必要。

【実施内容】

- きのこ等の生産力増強対策
 - ・生産者等の次期生産に必要な生産資材の導入等
(原木きのこの出荷制限等の状況を踏まえて補助率を見直し)
- 特用林産物放射性物質等の被害防止対策
 - ・立木状態で放射性物質濃度を効率的に検査可能な機器の導入等

